

水泳プール使用細則

制 定 平成元年7月1日

最近改正 平成5年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山工業高等専門学校体育施設使用規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、水泳プール（以下「プール」という。）の使用の細目について定める。

(設置の目的)

第2条 プール、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生の水に対する認識を深めるとともに、水泳技能及び水泳能力の向上を図ることを目的とする。

(使用期間及び時間)

第3条 使用期間は、毎年6月1日から10月10日までとする。ただし、夏期休業期間中は、課外教育として使用する場合及び本校職員が使用する場合を除き、原則として閉鎖するものとする。

2 使用時間は、保健体育の授業及び課外教育として使用する場合を除き、次のとおりとする。

- 一 平日 16時から18時まで
- 二 土曜日、日曜日、祝日 10時から18時まで

3 第1項ただし書により使用する場合の使用時間は、前項の規定にかかわらず、10時から18時までとする。

4 学生課は、気象状況、学校行事等を勘案し、校長の承認を得て、前各項の期間及び時間を変更し、又は閉鎖することができる。

(使用許可の取消)

第4条 規則第5条の規定により使用許可を与えた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、使用中であっても使用許可を取り消すことがある。

- 一 本校の行事として、プールを使用する必要性が生じたとき。
- 二 その使用が設置目的に反する行為であったとき。
- 三 校長が伝染性疾患患者又は不健康な者がいると認めたとき。
- 四 校長がプールの維持管理上支障があると認めたとき。
- 五 使用者が本校の指示に従わないとき。
- 六 校長がその他継続使用させることが不相当と認めたとき。

(遵守事項)

第5条 プール使用者は、別に定めるプール使用心得を遵守しなければならない。

附 則

この細則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。